

三芳町認知症施策推進計画 (案)

令和7年度～令和11年度

三 芳 町

目次

1	三芳町認知症施策推進計画とは ……………	P 2
	1) 三芳町の考え方（計画策定の趣旨）	
	2) 計画の策定方法	
	3) 計画策定のスケジュール	
	4) 計画期間	
2	みんなでつくる認知症施策推進計画（計画の考え方） ……	P 5
	1) みんなで考え話し合いました	
	2) 基本理念	
	3) 目標達成図	
3	基本目標・基本施策・評価指標とめざす目標値 ……………	P 9
	I 基本目標①【予防・社会参加】	
	1) みんなの役割	
	2) 基本施策	
	II 基本目標②【家族支援・生活支援】	
	1) みんなの役割	
	2) 基本施策	
	III 評価指標とめざす目標値	
	1) 評価指標の設定	
	2) 評価指標の考え方	
	3) 計画全体に対する評価指標と目標値	
4	資料編 ……………	P 22
	1) 計画の関連図	
	2) 三芳町の概況	
	3) 評価指標と目標値に関する出典・現状値等	
	4) 三芳町の取組と認知症基本法における基本的施策との関係	
	5) チームオレンジメンバーとの話し合いの経過	
	6) 関係法規等	

1 三芳町認知症施策推進計画とは

1) 三芳町の考え方（計画策定の趣旨）

三芳町では、「高齢者が生きがいをもって、楽しく暮らせるまち」を基本理念として三芳町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画を策定し、高齢者の日々の暮らしを支えるためのまちづくりを進めています。高齢化が進む中で介護を必要とする方は増えており、令和5年1月に実施した在宅介護実態調査の結果では、「主な介護者が不安に感じる介護」として、「認知症状への対応」を挙げる人がもっとも多い状況にありました。このことから住み慣れた地域で最期まで暮らすためには、認知症になっても安心して生活できる環境が必要です。町では、認知症に関する相談や認知症状への対応方法など、認知症の人や家族などへの支援、地域支援の基幹施設として令和3年度に認知症サポートセンターを開設し、認知症施策をすすめてきました。

認知症施策を進めるにあたり、認知症の人を単に「支える対象」としてとらえるのではなく、認知症になっても一人の住民として、その個性や能力を発揮しながら、地域のなかで共に支え合って生きることが重要です。また、認知症の人の家族など認知症の人に関わる人達も含めて安心して地域で暮らせるように、認知症の人や家族、介護者、地域住民、企業、医療・介護関係者などの多様な主体がお互いに支え合いながら、協力し合える環境を作ることも重要です。

以上のことから、本計画では誰もが役割や生きがいを持つことができ、地域で支え合いながら暮らせる三芳町を目指しています。

2) 計画の策定方法

本計画は、認知症の人は単に「支える対象」ではなく、地域で暮らす一人の住民として、共に支え合いながら生きること、つまり、認知症になっても、できること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間とつながりながら、役割を果たし、自分らしく暮らすことを実現するために策定しました。

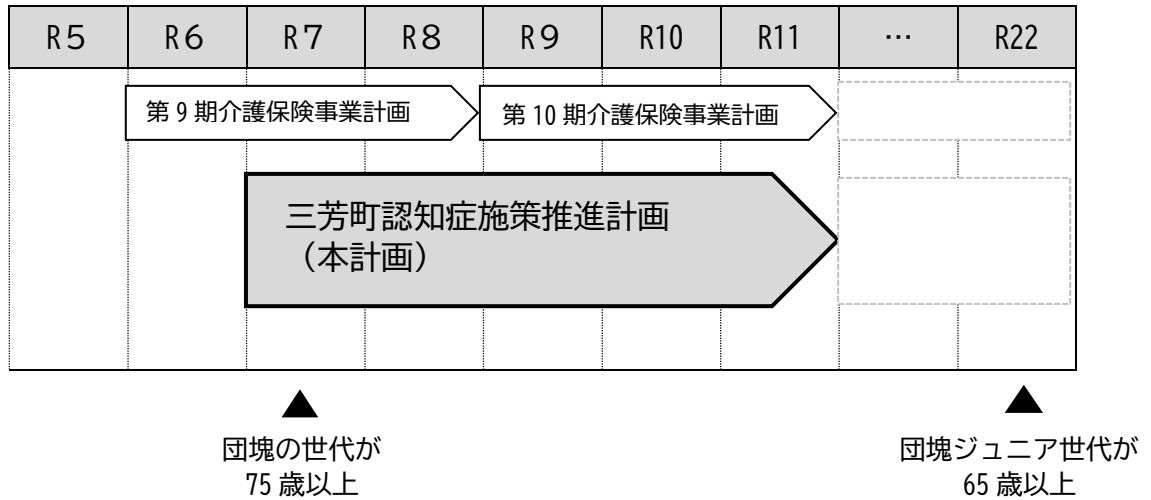
地域全体で認知症について考えるために、地域に暮らす人たちが地域の中で「どのような暮らしがしたいか」、「認知症になっても健康的な生活ができる三芳町の理想的な姿とは何か」について話し合いを重ねました。そして地域みんなの思いを確かめ、必要な役割や取組について考えてながら計画を策定しました。

3) 計画策定のスケジュール

日程	内容
令和5年6月～7月	チームオレンジメンバーとの話し合い開始に向けて、チームオレンジメンバーからの意見聴取
令和5年8月	チームオレンジメンバーとの話し合いを開始 「第1回チームオレンジの集い」開催
令和5年9月	「第2回チームオレンジの集い」開催
令和5年10月	「第3回チームオレンジの集い」開催 「第4回チームオレンジの集い」開催
令和5年11月	「第5回チームオレンジの集い」開催
令和5年12月	「第6回チームオレンジの集い」開催 「第7回チームオレンジの集い」開催
令和6年1月	「第8回チームオレンジの集い」開催
令和6年3月	「第9回チームオレンジの集い」開催
令和6年7月～8月	三芳町認知症施策推進計画（案）についての意見聴取 ・埼玉県オレンジ大使からの意見聴取 ・若葉サロン（認知症の人の家族が主催するサロン）からの意見聴取 ・チームオレンジメンバーからの意見聴取 ・地域包括支援センターからの意見聴取 ・社会福祉協議会からの意見聴取 ・認知症に関する事業所連絡会（介護事業所の自主組織）からの意見聴取
令和6年10月	第1回介護保険推進委員会
令和6年12月	第2回介護保険推進委員会
令和6年12月～令和7年1月	パブリック・コメントの実施
令和7年2月	第3回介護保険推進委員会
令和7年3月	三芳町認知症施策推進計画の完成

4) 計画期間

三芳町認知症施策推進計画の計画期間は、国の策定する認知症施策推進基本計画との整合性を図るため、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間を対象とします。



2 みんなでつくる認知症施策推進計画（計画の考え方）

みんなで作った理想像やそのために必要な取組を、計画としてまとめました。

1) みんなで考え、話し合いました

- ・「家族が認知症と診断されたけど、どうしたらいいの？」
- ・「いままでサロンに通っていた人が認知症になったみたいなんだけど、どうやって接したらいいの？」
- ・「自分が認知症かどうか不安なんだけど、どこに相談したらいいの？」

このように、認知症に関する悩みや心配事は人によって様々です。

そして多くの人から、

- ・「認知症になっても可能な限り今まで通り接してほしい」
- ・「認知症になっても自分でできることは自分でやりたい」
- ・「認知症になったことが悪いことと言わないでほしい」といった内容が共通して聞かれました。

認知症の人や家族への支援を考えるために、認知症の人や家族、介護者、介護事業所の職員など様々な人と話し合いを行ってきました。

みんなの思いをみんなで共有し、認知症の人が暮らしやすいまちはどんなまちかをみんなで作りました。



写真

Step1 こんなまちだといいね

- ・チームオレンジメンバー（認知症の人や家族、地域住民）、認知症サポートセンター、地域包括支援センター、行政職員で「認知症になっても健康的な生活ができる三芳町の理想的な姿」について話し合いました。

Step2 どうしたら実現できるだろう

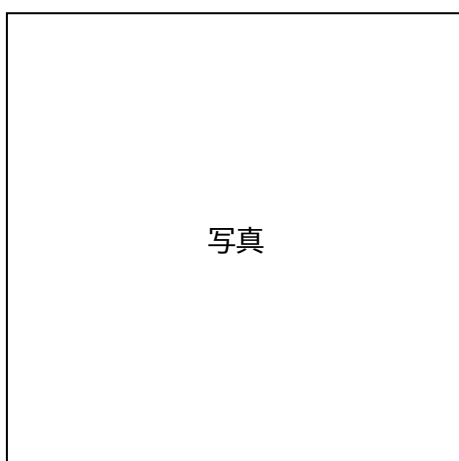
- ・「認知症になっても健康的な生活ができる三芳町の理想的な姿」を実現するために必要なことについて話し合いました。

Step3 あちこち聞いてみよう

- ・「認知症になっても健康的な生活ができる三芳町の理想的な姿」と「そのために必要な役割や取組」を認知症の人や家族、介護者、医療・介護関係者と共有し、理想とする町の姿や理想とする町を実現するためのみんなが実施すべき役割になどの意見を聴きました。

Step4 みんなで取り組みます

- ・みんなで作った計画を共有して、それぞれの役割が達成できるようにみんなで取り組みます。



2) 基本理念

「認知症になっても健康的な生活ができる三芳町の理想的な姿」として、基本理念を定めました。

基本理念

「認知症の人がいきいきと輝いて暮らせるまち」

【基本理念の内容】

「認知症」とは…

認知症になる可能性は誰もが持っています。認知症に対する不安を感じている人だけでなく、健康に不安を感じていない人であっても、誰もが認知症のことを自分事と考えられるように、認知症の診断や症状などのありなしにかかわらず、すべての人が向き合う必要があります。

「いきいきと輝いて」とは…

旅行に出かけたり、好きなものを買に行ったり、趣味を続けられるなど、楽しく生活を送ることができることや、地域活動や行事などで役割を持ち、活動に参加できることを意味します。

「暮らせる」とは…

健やか[※]に過ごすことができ、本人の権利が守られることや認知症の進行予防等の適切な医療や介護サービス等を受けることができる生活を意味します。

また、本人のみではなく認知症の人の家族などの本人に関わる人も健やかに過ごすことができることを意味します。

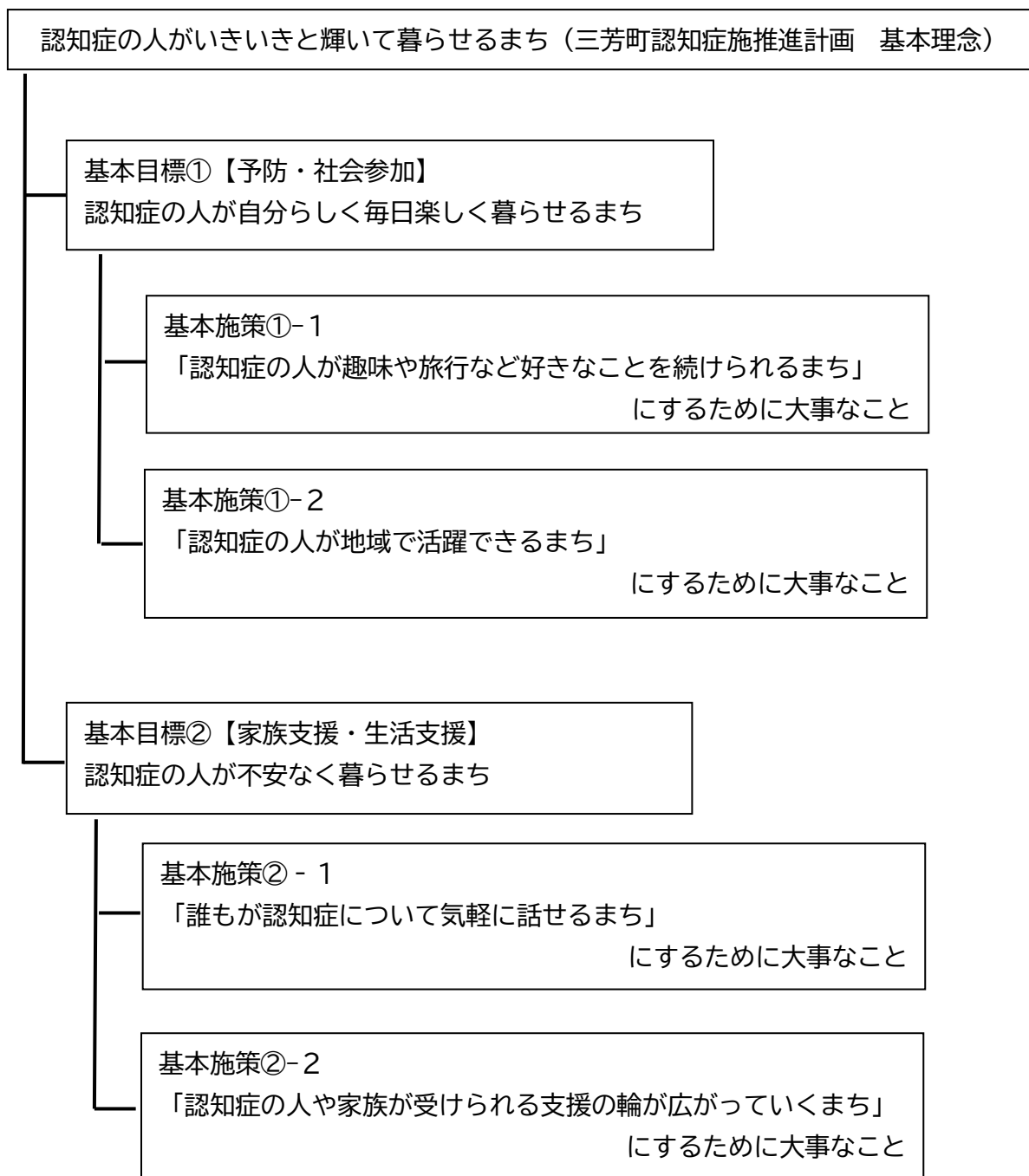
※健やかとは、「病気のない状態だけでなく、自身の状態に応じて生活ができていることであり、身体的、精神的、社会的に良好な状態」（三芳町健康づくり推進計画より）

3) 目標達成図

認知症の人がいきいきと輝いて暮らせるまちをめざして

認知症の人だけでなく、認知症の人にかかわるみんなが暮らしの中で、自分の役割をひとつずつ、やりとげること、そこからすばらしいまちが生まれます。

町では、住民とともに2つの基本目標と、4本の柱を立て、行動計画としました。これからこのような“まち”を目指して、活動を展開していきます。



3 基本目標・基本施策・評価指標とめざす目標値

基本目標では、基本理念を達成するために必要な「住民の役割」、「地域・企業の役割」、「行政の役割」をまとめています。

・「住民の役割」とは、年齢や認知症の有無に関わらず、住民1人ひとりが心がける役割です。

・「地域・企業の役割」とは、自治会や行政区などの地区組織、サロンやサークルなどの住民組織、民間企業や介護保険事業所などの民間団体が、そこに所属する人や関係する人に対して心がける役割です。

・「行政の役割」とは、行政が、住民や地域・企業に対してそれぞれの役割を果たせるように支援するための役割です。

基本施策では、基本目標を達成するために必要な条件や環境を『「〇〇なまち」に大事なこと』として具体例を挙げてまとめています。

また、「三芳町はこんな事業で応援します」として、「〇〇なまち」を目指すために行う町の事業をまとめています。

評価指標とめざす目標値では、計画の達成度を測るための指標として、事業の実施状況を評価するアウトプット指標と事業を実施した結果として住民にもたらされた成果を評価するアウトカム指標をまとめています。

I 基本目標①【予防・社会参加】

【予防・社会参加】 認知症の人が自分らしく毎日楽しく暮らせるまち

1) みんなの役割

《住民の役割》

- ・いつまでも趣味や活動を続けられるように、健康づくり（フレイル予防）に取り組めます。
- ・健康に関心を持ち、自分の生活習慣を振り返り、運動習慣、適切な栄養摂取、地域の人と交流を持ち、日頃より認知症予防※に取り組めます。
- ・認知症になった時も、地域の人達との交流を継続したり、趣味を持ったり生きがいや楽しみを持ち続けます。
- ・認知症になった時も、これまでに担ってきた家庭や地域での自分の役割を続けていきます。
- ・認知症の人がそれまで大切にしてきた活動や役割を、「認知症」になっても続けられるように協力し合います。

※認知症予防とは、「認知症にならない」ことではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」こと。



写真

《地域・企業の役割》

- ・運動や人との交流は認知症の予防につながることを理解し、周囲の人を誘って散歩をしたり、運動を取り入れた地域行事などの取組を進めます。
- ・「困った時はお互い様」、「助け合うのはあたりまえ」という気持ちを持ち、声掛けや見守りを通して、認知症の人や家族に優しく寄り添います。
- ・一人では外出が難しい認知症の人や、閉じこもりがちな認知症の人を地域の行事やサークルなどの趣味の集いに誘ったり、行事等に参加しやすいように内容を工夫したりします。
- ・認知症の人の意欲と能力に応じ、働き続けられるよう、職場環境を整備します。
- ・認知症になっても同じ仲間としてその人が持つ経験・特技等できる事をいかした役割が持てるよう、関わります。



写真

《行政の役割》

- ・ 認知症予防に役立つ知識や情報※を健診や健康教育などの機会に提供したり、介護予防事業を行います。
- ・ 認知症と診断されても、これまでの暮らしを大切にしながら、自分らしく暮らし続けることができるということを、本人や家族を含むすべての住民が理解できるよう、認知症の人が地域で活躍している姿を発信します。
- ・ 若年性認知症等の人たちが集い、本人同士が語り合い、自分達の思いを発信できるような環境の整備を行います。
- ・ 認知症の人が活躍できるよう、本人ができることや得意なこと等の本人の声を聞き、それらが発揮できる場や機会がもてるよう支援します。
- ・ 認知症と診断された後も、これまでと変わらない近隣とのつながりを保てるよう支援します。
- ・ 認知症の人が居場所を求めるとき、本人の意見を聞き、一緒に居場所づくりを行います。
- ・ 介護保険事業所と連携し、認知症の人の社会参加機会の確保を行います。

※「認知症にならない」のではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という認知症予防に対する正しい知識



写真

2) 基本施策

《基本施策①-1》

「認知症の人が趣味や旅行など好きなことを続けられるまち」 にするために大事なこと

認知症と診断された後も、生きがいを感じて楽しく生活していくためには、家族や地域社会のつながりの中で、自分の役割を見出したり、趣味を楽しんだりすることができることが大切です。家族や友人、近所の人などから「一緒にカラオケに行きましょう」や「友人と一緒に旅行楽しんできてね」など、楽しみを続けることを応援する人が認知症の人の身近にいることはとても大事なことです。認知症の人が一人でも安心して外出できるように、住民が互いの「ふれあい」や「思いやり」の輪を広げていくことも大切です。

しかし、「認知症と診断された人は周囲に迷惑をかける行動をする」という誤った先入観があります。認知症と診断された本人が誤った先入観を持っていると、好きなことや役割を続けることに対して、自信を失ったり、諦めがちになったりして、自ら地域との関わりを閉ざしてしまうこともあります。このことから、認知症に関する正しい知識の普及はとても大事なことです。

《三芳町はこんな事業で応援します》

(1) 認知症の人の活動を応援するための取組

- チームオレンジメンバーによる活動の実施
- チームオレンジコーディネーターの配置

(2) 認知症の正しい知識を広めるための取組

- 認知症サポーター養成講座の実施
- 認知症ケアパスの普及
- 認知症簡易チェックサイト（認知症初期スクリーニングシステム）の利用促進
- 認知症の普及啓発イベントの実施

(3) 認知症予防・フレイル予防のための取組

- 介護予防に関する教室や講座の実施
- 高齢者の保健予防と介護予防の一体的な実施

《基本施策①-2》

「認知症の人が地域で活躍できるまち」にするために大事なこと

出来ることや得意なことは人によって様々です。認知症になっても変わらず出来ることや得意なこと活かしたり、認知症になったからこそできる「経験」や「思い」を共有したりする機会が持てることはとても大切なことです。

また、若年性認知症の人にとっても高齢者の場合と同様に、認知症になっても支えられるだけでなく、支える側として役割と生きがいを持って生活できる環境を作っていくことが大切です。

例えば、こども食堂などの地域のみんなが集まる場所で、認知症の人もそうでない人もみんなと一緒に料理を作ったり、子どもとゲームをしたり、歌を歌ったりする。認知症の人が自分の思いや希望を伝えながら、地域の人たちと一緒に活動できる場所があることは大事なことです。

《三芳町はこんな事業で応援します》

(1) 認知症の人同士が思いを共有し、発信するための取組

- 若年性認知症等の本人による「本人ミーティング」の実施
- 認知症希望大使（埼玉県オレンジ大使）の活動の支援

(2) 若年性認知症等の人々が活躍できる場所を作るための取組

- チームオレンジコーディネーターの配置
- 認知症通所介護事業所における社会参加支援の実施



写真

Ⅱ 基本目標②【家族支援・生活支援】

【家族支援・生活支援】

認知症の人が不安なく暮らせるまち

1) みんなの役割

《住民の役割》

- ・ 認知症についての困りごとが生じた時には、一人で抱えず、友人や民生委員などの身近な人に話をして必要な協力を求めるようにします。
- ・ 地域包括支援センターや認知症サポートセンターなどの、認知症に関する相談機関などに悩みや不安を早めに相談するようにします。
- ・ 認知症に関心を持ち、物忘れ等の症状が気になったら、早めに医療機関を受診して適切な助言や治療を受けるようにします。



写真

《地域・企業の役割》

- ・ 認知症の人やその家族、介護者が困っている時には、近隣や友人など身近な人が認知症についての悩みを聞いたり、認知症の人の気持ちや意向を尊重して見守りや手助けなどをしていきます。
- ・ 認知症の人やその家族、介護者がゆとりを持って生活を続けられるようにリフレッシュできる場を作るようにします。
- ・ 認知症の人やその家族がお互いの経験などを話し合い、不安の軽減や仲間づくりができるように、認知症の人やその家族などの当事者同士の交流ができる場を作るようにします。
- ・ 認知症の人と身近に接する人たちが、認知症の人の日常的な声に耳を傾け「本人からの発信」を受け取り、本人の希望や希望を叶えるために必要な支援などを、行政・関係機関と共有します。
- ・ 企業は認知症の介護のことで休暇を取ることに理解を示し、協力します。
- ・ 企業は認知症の人が利用しやすい店、環境づくりが大切であることを理解して、地域の一員として、店舗だけでなく地域全体を対象とした取組も考えていきます。



写真

《行政の役割》

- ・ 家族や周囲の人が困りごとや不安など様々な負担を抱え込んでしまわないように、身近な人や専門職に相談できる環境を整備します。
- ・ 認知症の早期発見・早期対応が行えるよう、かかりつけ医、地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等が連携し、認知機能に低下のある人や認知症の人に対して早期発見・早期対応が行える体制を整えます。
- ・ 生活のあらゆる場面で、認知症になってからも地域で普通に暮らし続けていけるよう認知症のバリアフリーの推進（認知症の人の生活上の困りごとの解消）を目標とした取組を行います。
- ・ 認知症の人や家族の支援ニーズと認知症サポーター等を中心とした支援者をつなぐ仕組み（「チームオレンジ」）を構築し、地域一丸となり、認知症の人を支える体制を整えます。
- ・ 医療・介護関係者等の支援者がスムーズな連携や協働ができるよう、本人主体の認知症ケアの認識や価値観の共有ができるよう支援体制を作ります。



写真

2) 基本施策

《基本施策②-1》

「誰もが認知症について気軽に話せるまち」にするために大事なこと

認知症の人の家族からは、気軽に認知症に関する不安や悩みを話せる人が隣近所にいたり、介護者の仲間がいることで安心できるという話を聞きます。

地域の人が地域包括支援センターや認知症サポートセンターなどの認知症の相談機関を知っていて、「ここに相談してみたら？」と声をかけてくれること。そして、いつでも専門家に相談できる環境があることは認知症の人の家族にとって安心につながります。

また、認知症の困りごとを相談し、介護サービスなどを利用することで、認知症の人にとっては適切な支援を受けることにつながり、家族にとっては自分の時間を持てるなどのリフレッシュにもなります。

家族が認知症になった時に、地域の人など身近にいる人が認知症の人や家族の気持ちを理解し、気軽に話し合えることはとても大事なことです。

《三芳町はこんな事業で応援します》

(1) 認知症についての心配ごとを解消するための取組

- 高齢者の総合相談の実施
- 認知症初期集中支援チームの設置
- 認知症ケア相談の実施

(2) 認知症の正しい知識を広めるための取組

- 認知症サポーター養成講座の実施
- 認知症ケアパスの普及
- 認知症簡易チェックサイト（認知症初期スクリーニングシステム）の利用促進
- 認知症の普及啓発イベントの実施

(3) 認知症の人や家族、介護者を支えるための取組

- はじめての認知症介護教室・介護教室の実施
- 介護者交流会の実施
- 地域包括ケア連絡会の実施
- 介護保険サービスの提供

(4) 認知症の人の状態に応じた適切な医療や介護を提供するための取組

- 認知症地域支援推進員の配置
- 認知症多職種協働研修の実施

(5) 認知症の人を守るための取組

- 権利擁護（成年後見制度・消費生活相談等）の活用支援

《基本施策②-2》

「認知症の人や家族が受けられる支援の輪が広がっていくまち」 にするために大事なこと

認知症の人や家族が地域で安心して暮らしていくためには、認知症の正しい知識が広がっていくとともに、認知症の人やその家族の気持ち、意向を尊重し、さりげない見守りや配慮ができる地域づくりを進めることが大切です。

認知症になってからも、移動、買物、金融機関や公共機関の手続きなど、生活のあらゆる場面で、普通に暮らしていくための障壁を減らしていくことも大切です。

認知症の人は新しいことが覚えにくくなっていて、機械の操作などの苦手なことが出てきます。例えば、スーパーにパンを買いに行った時に、セルフレジの使い方が分からずに困っていると、店員さんが「操作で分からないことがありますか？」など、優しく声をかけてくれる。周りの人もレジが遅いことに対して、ゆとりをもった対応ができる。特別なことをしなくても、一人ひとりが「ちょっとしたサポート」を気軽にできることで支援の輪が広がっていきます。

《三芳町はこんな事業で応援します》

(1) 認知症の人や家族、介護者を支援するサポーターを養成するための取組

- 認知症サポーター養成講座の実施
- 認知症サポーターステップアップ講座の実施

(2) 認知症の人や家族、介護者を支えるための取組

- チームオレンジメンバーによる活動の実施
- チームオレンジコーディネーターの配置
- ささえあい・みよし（生活支援体制整備推進協議体）の設置
- 認知症カフェの実施

(3) 認知症バリアフリー化のための取組

- 認知症フレンドリー企業登録制度（仮）の活用
- 企業型認知症サポーター養成講座の実施
- 企業への個別相談会の実施



写真

Ⅲ 評価指標とめざす目標値

1) 評価指標の設定

計画全体に対する評価指標を設け達成状況を客観的に評価します。評価指標には、事業の実施状況をはかる指標として活動指標（アウトプット指標）と事業による効果や達成の成果を示す指標として成果指標（アウトカム指標）を設定しました。

めざす目標の評価年度は計画の最終年度である令和11年としました。

2) 評価指標の考え方

《活動指標（アウトプット指標）》

事業の具体的な活動量や活動実績をはかる指標。資源（人材や予算など）を投入して、どのような活動を行ったのか、どのようなサービスを提供したのかなど、実施した活動量や事業量をはかる指標。

（例）認知症サポーター養成者数や認知症カフェの参加者数等

《成果指標（アウトカム指標）》

行政活動の成果をはかる指標。活動の結果として、住民にもたらされた便益や実感など、どれだけの成果（効果・効用）がもたらされたかを表す指標。

（例）生活満足度、住民意識などをはかる指標

3) 計画全体に対する評価指標と目標値

本計画の基本理念の実現に向けた評価指標として、「主観的幸福感（成果指標）」「活動への参加」「地域の支援体制」を指標とし、それぞれについてめざす目標値を定めました。

《活動指標（アウトプット指標）》

指標区分	活動指標	現状値 (令和5年)	めざす目標値 (令和11年)
活動への参加	通いの場等へ参加している高齢者数 ^{※1}	1,035人	1,680人
	認知症の人同士による「本人ミーティング」の実施回数 ^{※1}	未実施	年12回
地域の支援体制	高齢者の総合相談件数 ^{※1}	3,594件	3,690件
	認知症サポーター養成講座の実施回数・養成人数 ^{※1}	19回・350人	40回・400人
	認知症カフェの実施回数・参加人数 ^{※1}	163回・788人	240回・1,200人

※1 三芳町健康増進課資料

《成果指標（アウトカム指標）》

指標区分	成果指標	現状値 (令和5年)	めざす目標値 (令和11年)
主観的幸福感	自分が幸せだと思う人の割合 ^{※1}	65.5%	88%
活動への参加	健康づくりや趣味等のグループ活動を行って、いきいきとした地域づくり活動に参加したい人の割合 ^{※2}	59.4%	65%
	生きがいがある人の割合 ^{※2}	55.9%	65%
地域の支援体制	認知症に関する相談窓口を知っている人の割合 ^{※2}	24.8%	50%
	チームオレンジメンバー登録人数 ^{※3}	60人	110人
	町内の人困っていたら手助けをする人の割合 ^{※1}	56.0(偏差値)	57.4(偏差値)

※1 三芳町意識調査（令和5年1月実施）

※2 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（令和5年1月実施）

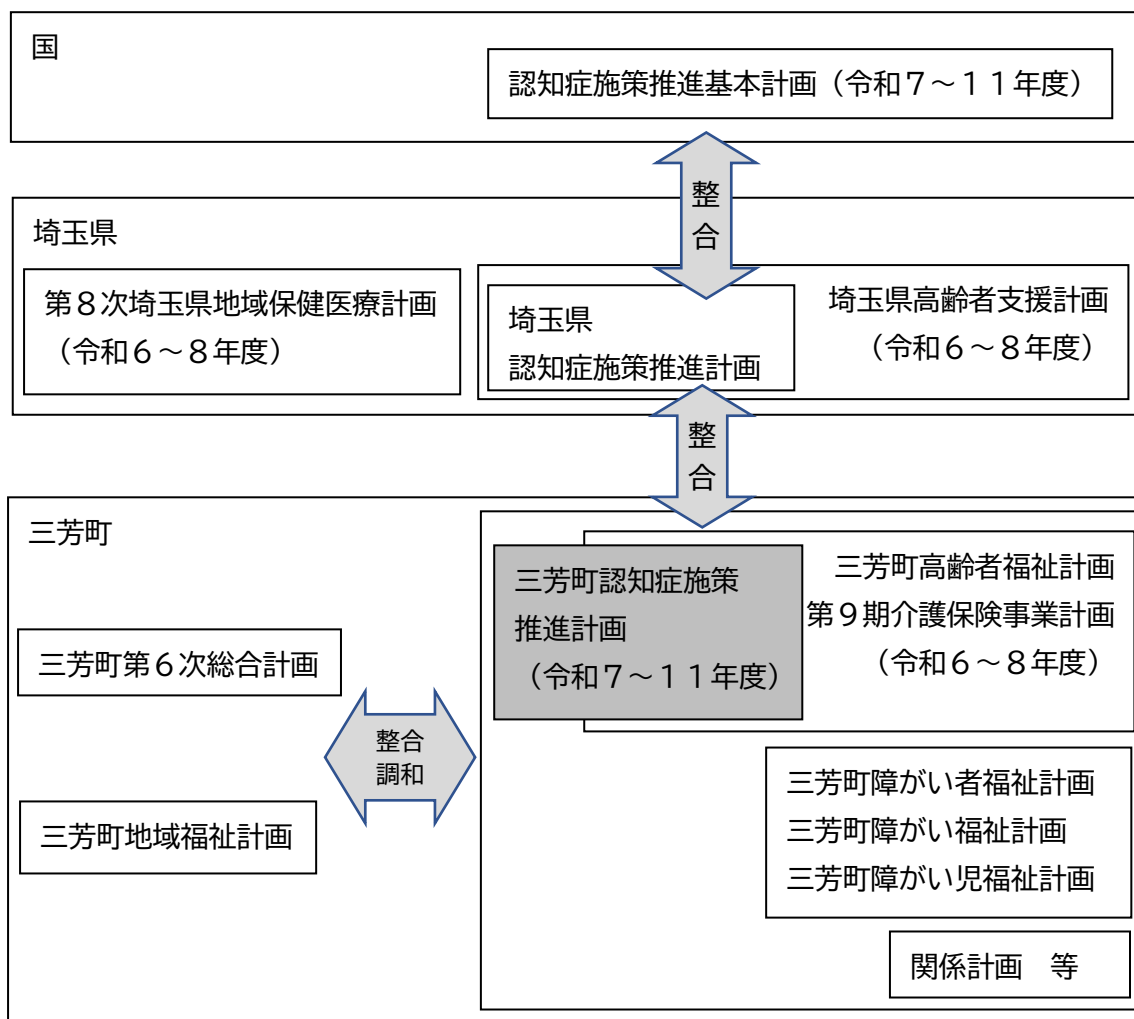
※3 三芳町健康増進課資料

4 資料編

1) 計画の関連図

本計画は、認知症基本法第13条に基づく「市町村認知症施策推進計画」として策定する計画です。

本町では、国の施策に基づき、高齢者福祉計画・三芳町介護保険事業計画の重点的な取組の1つに「認知症施策」を掲げ、認知症施策を総合的かつ計画的に推進してきました。本計画は、国の大綱と法の主旨にも基づき、第9期介護保険事業計画と調和のとれた計画とします。



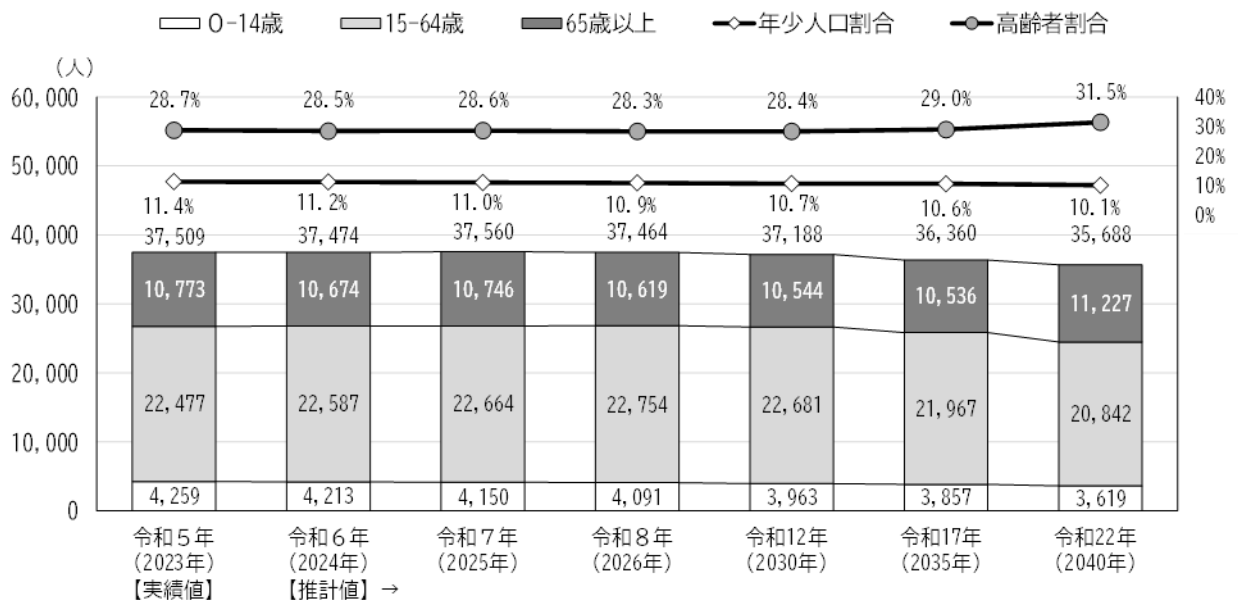
2) 三芳町の概況

(1) 総人口と高齢者人口の推計（第9期介護保険事業計画より）

65歳以上の高齢者人口は令和8年までは増減を繰り返していますが、令和8年以降は令和17年まで減少し、団塊ジュニア世代が65歳以上を迎える令和22年には再度増加に転じると推計しています。高齢化率についても令和17年までは28%台を推移していますが、令和22年には31%を超えると推計しています。

生産年齢人口は令和8年まで増加し続けますが、それ以降は減少することが見込まれており、年少人口は令和22年まで一貫して減少し続けることが見込まれています。

■人口推計



単位：人(人数)、%(割合)

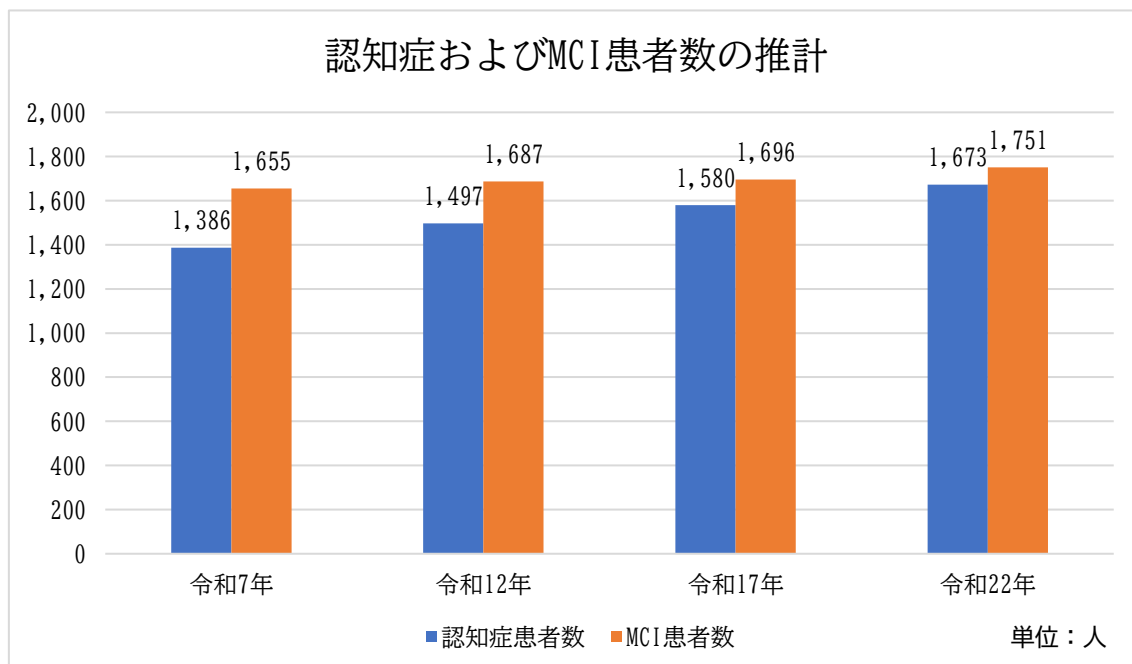
		令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和12年	令和17年	令和22年
人数	合計	37,509	37,474	37,560	37,464	37,188	36,360	35,688
	65歳以上	10,773	10,674	10,746	10,619	10,544	10,536	11,227
	15-64歳	22,477	22,587	22,664	22,754	22,681	21,967	20,842
	0-14歳	4,259	4,213	4,150	4,091	3,963	3,857	3,619
割合	65歳以上	28.7	28.5	28.6	28.3	28.4	29.0	31.5
	15-64歳	59.9	60.3	60.3	60.7	61.0	60.4	58.4
	0-14歳	11.4	11.2	11.0	10.9	10.7	10.6	10.1

資料：住民基本台帳に基づく推計(各年10月1日)

(2) 認知症および軽度認知障害 (MCI) ※患者数の推計 (独自推計)

認知症患者数、MCI 患者数ともに令和 22 年にかけて増加傾向にあります。令和 12 年以降は、高齢者の約 30%が何らかの認知症状を有しながら生活をしている状況になると推測されます。

※軽度認知障害 (MCI) とは、認知症の前段階にあたる状態。認知機能の低下や記憶力の低下などがみられるが、日常生活には大きな支障をきたしていない状態を言います。



	認知症患者数の推計値	MCI 患者数の推計値
令和 7 年	1,386 人 (12.9%)	1,655 人 (15.4%)
令和 12 年	1,497 人 (14.2%)	1,687 人 (16.0%)
令和 17 年	1,580 人 (15.0%)	1,696 人 (16.1%)
令和 22 年	1,673 人 (14.9%)	1,751 人 (15.6%)

※ () 内の数値は 65 歳以上の人口に占める割合

参考：九州大学大学院医学研究院 衛生・公衆衛生分野 二宮利治教授「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究」

算出方法：「認知症及び軽度認知障害の有病率並びに将来推計に関する研究」において示された、わが国における認知症および MCI の患者数と有病率の将来推計から、三芳町における認知症患者数及び MCI 患者数を推計

3) 評価指標と目標値に関する出典・現状値等

本計画の評価指標とする目標値の出典、現状値の算出については次のとおりです。

《活動指標（アウトプット指標）》

項目	出所	現状値の算出
通いの場等へ参加している高齢者数	三芳町健康増進課資料	介護予防・日常生活支援総合事業等（地域支援事業）の実施状況調査における通いの場参加者数
認知症の人同士による「本人ミーティング」の実施回数		本人ミーティング実施回数
高齢者の総合相談件数		地域包括支援センターにおける総合相談件数
認知症サポーター養成講座の実施回数・養成人数		認知症サポーター養成講座開催数・養成人数
認知症カフェの実施回数・参加人数		チームオレンジメンバー登録人数

《成果指標（アウトカム指標）》

項目	出所	現状値の算出
自分が幸せだと思う人の割合	三芳町意識調査報告書（令和5年1月実施・三芳町政策推進室）	問 11 あなたは現在どの程度幸せかについての選択肢で 6 点以上の合計の割合
健康づくりや趣味等のグループ活動を行って、いきいきとした地域づくり活動に参加したい人の割合	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（令和5年1月実施・三芳町健康増進課）	問5（2）地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきとした地域づくりを進めるとしたら、その活動に参加してみたいと思うかについての選択肢で「是非参加したい」、「参加してもよい」、「既に参加している」の合計の割合
生きがいがある人の割合		問4（18）生きがいはありますかについての選択肢「生きがいあり」の割合
認知症に関する相談窓口を知っている人の割合		問8（2）認知症に関する相談窓口を知っているかについての選択肢「はい」の割合
チームオレンジメンバー登録人数	三芳町健康増進課資料	チームオレンジメンバー登録人数
町内の人困っていたら手助けをする割合	三芳町意識調査報告書（令和5年1月実施・三芳町政策推進室）	問 12A 町内の人困っていたら手助けをするかについての回答の全体の偏差値

4) 三芳町の取組と認知症基本法における基本的施策との関係

三芳町における取組及び三芳町認知症施策推進計画における基本施策と認知症基本法における基本的施策の関係は以下のとおりです。

町の取組	三芳町認知症推進計画における基本施策	認知症基本法における基本的施策
①認知症サポーター養成講座 ②認知症ケアパス ③認知症簡易チェックサイト(認知症初期スクリーニングシステム) ④認知症の普及啓発イベント	認知症の人が趣味や旅行など好きなことを続けられるまち 誰もが認知症について気軽に話せるまち	認知症の人に関する国民の理解の増進等
⑤若年性認知症等の本人の「本人ミーティング」 ⑥認知症希望大使(埼玉県オレンジ大使) ⑦チームオレンジコーディネーター	認知症の人が地域で活躍できるまち	認知症の人の生活におけるバリアフリー化の増進
⑧認知症フレンドリー企業登録制度 ⑨企業型認知症サポーター養成講座 ⑨企業への個別相談会	認知症の人や家族が受けられる支援の輪が広がっていくまち	
⑦チームオレンジ ⑦チームオレンジコーディネーター	認知症の人が趣味や旅行など好きなことを続けられるまち	認知症の人の社会参加の機会の確保等
⑦チームオレンジコーディネーター ⑩認知症通所介護事業所における社会参加支援	認知症の人が地域で活躍できるまち	
①認知症サポーター養成講座 ①認知症サポーターステップアップ講座 ⑦チームオレンジ ⑦チームオレンジコーディネーター ⑪ささえあい・みよし(生活支援体制整備事業) ⑫認知症カフェ	認知症の人や家族が受けられる支援の輪が広がっていくまち	
⑬権利擁護(成年後見制度・消費生活相談等)	認知症の人や家族が受けられる支援の輪が広がっていくまち	認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護

町の取組	三芳町認知症推進計画 における基本施策	認知症基本法における 基本的施策
⑭認知症初期集中支援チーム	誰もが認知症について 気軽に話せるまち	保健医療サービス及び 福祉サービスの提供体 制の整備等
⑮介護保険サービス	認知症の人や家族が受 けられる支援の輪が広 がっていくまち	
⑯高齢者の総合相談 ⑭認知症初期集中支援チーム ⑰認知症ケア相談 ⑱はじめての認知症介護教室・介護教 室・介護者交流会 ⑲地域包括ケア連絡会 ⑮介護保険サービス	誰もが認知症について 気軽に話せるまち	相談体制の整備等
⑳認知症地域支援推進員 ㉑認知症多職種協働研修	認知症の人や家族が受 けられる支援の輪が広 がっていくまち	研究等の推進等
㉒介護予防に関する教室や講座 ㉒高齢者の保健予防と介護予防の一 体的な実施	認知症の人が趣味や旅 行など好きなことを続 けられるまち	認知症の予防等

①認知症サポーター養成講座・ステップアップ講座

認知症サポーターとは、「認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人」のことです。

認知症サポーター養成講座は、「認知症サポートセンター」での定期開催及び出張開催も実施しています。

また、認知症サポーターが認知症への理解を深め、地域でのボランティア活動等を行うために必要な知識や地域で行われている活動を知るための講座として、認知症サポーターステップアップ講座を開催しています。

②認知症ケアパス

認知症ケアパスとは、認知症の人やその家族が「いつ」「どこで」「どのような」医療や介護サービスが受けられるのか、認知症の様態に応じたサービス提供の流れをまとめたものです。

三芳町では、誰もが手に取りやすいように情報をコンパクトにまとめた「知ってあんしん認知症ガイドブック」を作成し、配布を行っています。

③認知症簡易チェックサイト（認知症初期スクリーニングシステム）

認知症は早期発見、早期治療を行うことで進行が緩やかになることもあります。早期に認知症の疑いに気づくための支援として、町公式ホームページにて認知症簡易チェックサイトを公開しています。

④認知症の普及啓発イベント

認知症に関する正しい知識の普及啓発のため、認知症の人や介護者、関係者等による講話等を行っています。

⑤若年性認知症等の本人の「本人ミーティング」

本人ミーティングとは、認知症の本人が集い、本人同士が主になって自らの体験や希望、必要としていることを語り合い、自分たちのこれからのよりよい暮らしや暮らしやすい地域のあり方などを一緒に語り合う場のことです。

三芳町では、認知症カフェに参加している認知症の人から認知症地域支援推進員などが意見を聞き、認知症地域支援推進員や地域包括支援センター、介護事業所等の関係者での共有を行っています。

⑥認知症希望大使（埼玉県オレンジ大使）

認知症希望大使とは、認知症の本人からの発信の機会を増やすことにより、認知症の人とともに普及啓発を進めていくことを目的として、国や県が任命をしています。国では7人、埼玉県では5人の大使が任命され講演活動等を行っています。

三芳町では、令和6年度に町内在住の方が埼玉県オレンジ大使として任命されました。

⑦チームオレンジ・チームオレンジコーディネーター

チームオレンジとは、チームオレンジメンバー（認知症サポーターステップアップ講座を受講した認知症サポーター）が中心となり支援チームを作り、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組みのことです。認知症の人もチームの一員として参加することで、本人が活躍できる場でもあり、「支援する人、される人」という関係ではなく、対等な関係として地域共生社会をめざしていきます。

チームオレンジの取組を進めるために、チームオレンジコーディネーターが配置され、認知症サポーターステップアップ講座の開催やチームオレンジメンバーの支援等を実施しています。

三芳町では、令和5年度末時点で60人がチームオレンジメンバーとして登録しており、認知症カフェを中心とした活動を行っています。

⑧認知症フレンドリー企業登録制度

認知症サポーター養成講座を受講した企業で、認知症の人が利用しやすいサービスの提供や認知症の人の社会参加の機会の提供などを行っている企業を認証する制度です。令和7年度より開始を予定しています。

⑨企業型認知症サポーター養成講座・企業への個別相談会

企業を対象とした認知症サポーター養成講座として、認知症の人への対応方法や雇用継続の相談などの個別相談とセットで実施します。令和7年度より開始予定です。

⑩認知症通所介護事業所における社会参加支援

認知症の人の社会参加の機会を増やすためには、介護事業所における取組も重要であり、通所介護事業所の運営規定には地域住民やのランティア団体等との連携を進めることも求められています。

三芳町では、認知症通所介護事業所において認知症カフェや子ども食堂などの取組を行い、利用者である認知症の人も活動に参加しています。

⑪ささえあい・みよし（生活支援体制整備事業）

ささえあい・みよしでは、介護保険サービスや公的支援のみでは対応できない、ちょっとした日常生活の支援等（ペットの世話や庭木の手入れなど）の身近な地域における支え合いの体制づくりを進めるために、ラジオ体操などの通いの場の立ち上げ支援や生活支援団体の立ち上げ支援を行っています。

認知症になっても地域との関係性を途切れさせないために、通いの場の主催者などへ通いの場の必要性等の普及啓発も実施しています。

⑫認知症カフェ

認知症カフェとは、認知症の人やその家族、地域住民、介護や福祉の専門家など、誰でも気軽に集える場所です。

三芳町では、町の委託事業として介護保険事業所、医療機関で開催されています。また、住民による活動として、認知症の人の家族やチームオレンジメンバーによる認知症カフェも開催されています。

認知症カフェでは、参加者同士での交流を深めることで地域での仲間づくりができたり、町で委託している認知症カフェでは、専門職に悩みの相談ができたり、認知症についての知識を学ぶこともできます。

⑬権利擁護（成年後見制度・消費生活相談等）

認知症になると理解・判断能力の低下により、意思決定の支援が必要になることがあります。認知症の人を消費者被害等から守り、本人の権利利益の保護が図れるように、成年後見制度の利用支援や消費生活相談等の支援を実施しています。

⑭認知症初期集中支援チーム

認知症初期集中支援チームとは、認知症になってもできる限り住み慣れた地域で暮らせるように、認知症の本人及び家族の支援のために、医療・介護の専門職がチームを組み、自宅を訪問して、適切な医療サービスや介護サービスにつなぐための短期間集中的（おおむね6か月）な支援を行う取組です。

三芳町では、地域包括支援センターと健康増進課がチームを組み支援を行っています。

⑮介護保険サービス

要支援・要介護認定者は介護支援専門員等が作成するケアプランに基づき、自宅や施設で日常生活の支援やリハビリテーションなどのサービスを受けることができます。

介護保険サービスの利用方法やどのようなサービスが利用できるのかなど、これから介護保険サービス利用を検討する方などは、地域包括支援センターで相談に乗ることができます。

⑯高齢者の総合相談

地域包括支援センターでは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の医療や介護の専門職が連携して高齢者の総合相談を実施しています。

三芳町では2か所の地域包括支援センターにて、自分自身の介護予防・認知症予防に関する相談や介護サービスの利用に関する相談などに応じています。

⑰認知症ケア相談

認知症の症状への対応はその人ごとに様々であり、個別の対応が必要です。認知症の人の家族への支援として、認知症サポートセンターでは、認知症介護の経験のある介護福祉士、社会福祉士による認知症ケア相談を実施しています。

⑱はじめての認知症介護教室・介護教室・介護者交流会

認知症の人の家族や介護者が介護を続けていくにあたり、「どまどい・否定」、「混乱・怒り・拒絶」、「割り切りまたは、あきらめ」、「受容」の4つの心理的ステップをたどると言われています。

特に、認知症と診断されて間もない家族にとっては、本人の言動の変化に対するとまどいや認知症の症状に対する混乱など、様々な不安を抱えている場合があります。

はじめての認知症介護教室では、同じ悩みや不安を抱える家族や介護者に対して認知症の症状や進行、利用できるサービスなどの知識や家族・介護者同士の交流の機会を持つことで認知症介護の初期に感じる不安などを軽減できるように取り組みます。

また、認知症の段階や家族の受容状況に関わらず、介護の基本的な知識や家族・介護者の仲間づくりの機会として、介護教室や介護者交流会を実施しています。

⑲地域包括ケア連絡会

認知症の人がより良いケアを受けるためには、家族・介護者だけが介護を行うのではなく、介護サービスや地域の助け合いなどの活用や休息の必要性の理解を広めていく必要があります。

埼玉県ではケアラー支援条例を定め、埼玉県ケアラー支援計画において、「全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができる社会の実現」を基本理念としています。

三芳町においては、令和2年よりケアラーケア連絡会を実施し、ケアラーからの意見を踏まえて、「知ってあんしん認知症ガイドブック」の作成や「認知症サポートセンター」の開設を行ってきました。今後は、チームオレンジなど新たな取り組みも開始されたことから、これまで実施してきたケアラーケア連絡会を再構築し、ケアラーの意見をより多くの関係者が取り入れる機会を持つことで、ケアラーと認知症の人がより良い生活を送れるように支援を進めていきます。

※ケアラーとは、高齢、身体上又は精神上の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者を言います。(埼玉県ケアラー支援条例より)

⑩認知症地域支援推進員

認知症地域支援推進員は、認知症の人やその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、行政・医療機関・介護事業所などの関係機関をつなぎ、住民の日常生活を支援する専門職です。

三芳町では、認知症サポートセンター、地域包括支援センター、健康増進課に配置されており、「認知症多職種協働研修」や「認知症ケア相談」、「認知症カフェの開催支援」などを行っています。

⑪認知症多職種協働研修

医療・介護従事者による認知症ケアの質の向上を目指して、相互の専門性を理解しながら、生活面における課題や医療面における課題を共有し、共通の目標を持って支援を行うために必要な知識等の普及啓発のための研修会を認知症サポートセンターにて実施しています。

⑫介護予防に関する教室や講座・高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

認知症の発症を予防するための方法は確立されていませんが、「発症を遅らせる」、「進行を緩やかにする」方法については、様々な知見が集積されてきており、WHOによるガイドラインでは認知機能低下及び認知症のリスク低減に向け、「身体活動」や「栄養」、「社会活動」、「生活習慣病」、「うつ」、「難聴」など12の項目について介入することが推奨されています。（令和4年3月 国立長寿医療研究センター「市町村における認知症予防の取組推進の手引き」）

三芳町では、身体活動や栄養、社会参加活動等への対策として、フレイル予防に関する事業を実施する他に、特定健診や後期高齢者の健康診査等の健診データを基にした生活習慣病予防等の事業を実施しています。

5) チームオレンジメンバーとの話し合いの経過

計画の策定に先立って、チームオレンジメンバーとの話し合いを行い、その経過をまとめました。

三芳町 令和5年度
第1回 チームオレンジメンバーつどいの場 & ワークショップ開催

「認知症になっても安心して暮らせるまちづくり」を目指し、気持ちを持って登録(貸付)していただいた**オレンジメンバー**さんと、**オレンジコーディネーター**、**行政担当者**が一緒に取り組む事で、小さな力の積み重ねが住みやすい地域づくりの実現を可能にすると思っております。

今回新しい手法で、地域民生社会に詳しく実績のある岩永先生を招き、ワークショップを開催する事になりました。数回にわたり続ける事で、新たな発見もあり活動も交流も広がります。ぜひご参加ください。

本日の流れ

- 13:30～ 本日の流れ、ワークショップ開催の主旨説明
- 13:40～ グループワーク
- 15:00～ 「今後の進め方について」 講師：岩永先生
- 15:25～ まとめ

岩永先生のプロフィール

岩永 俊博 熊本県生まれ、熊本大学医学部卒業
 1980年～1990年 熊本県生涯保健所、人吉保健所、阿蘇保健所 所長
 2017年～ 健康なまちづくり支援ネットワーク

今後の予定

- 第2回 9/13(水) 13:30～藤久公民館
- 第3回 10/11(水) 13:30～藤久公民館
- 第4回目以降は未定 (随って連絡させていただきます。)

メンバーの活躍の様子

【第1回：8月23日 参加人数：23人】
 チームオレンジメンバーの集いを開始しました。
 はじめてのワークショップでしたが、多くのメンバーが集まり、これからのチームオレンジの活動やみんなの気持ちなど、みんなで楽しく話し合いました。

【第2回：9月13日 参加人数：19人】
 第2回の集いでは「認知症の人が〇〇できる三芳町は健康的な町だ」をテーマに5つのグループに分かれて話し合いました。
 「好きなところに出かけたいね」、「趣味は続けたいな」、「地域の人と交流を続けたい」など様々な意見が出てきました。

三芳町 令和5年度
第2回 チームオレンジメンバーつどいの場開催

オレンジメンバーの皆様こんにちは！
 8月24日第1回「チームオレンジメンバーつどいの場」に23名のメンバーさんが集まり、これからのチームオレンジの活動について話し合い、笑顔いっぱい楽しい時間を過ごしました。

今日も地域がもっともっと元気になるような意見交換を皆で楽しみましょう！

参加された方の声

健康を奪わなくて、楽しんでみよう。

おれはこれなら配り書出すと心配なくて丹山なるわ。

色々聞ける楽しさがある。でもどうしたらいいかな。

皆で集えるのがいいわ。

本日の流れ

- 13:30～ 本日の流れ、前回の振り返り
- 13:40～ 話し合い
- 15:25～ まとめ

第1回の振り返り

テーマ1 「チームオレンジ活動したきっかけ・取り組みたい事」
 テーマ2 「チームオレンジの開催について困る事」
 について話し合いました。

今後の予定

- 第3回 10/11(水) 13:30～藤久公民館
- 第4回 10/31(水) 13:30～藤久公民館
- 第5回目以降は未定 (随って連絡させていただきます。)

三芳町 令和5年度 

第3回 チームオレンジメンバーつどいの場開催

オレンジメンバーの皆様こんにちは！
 9月13日、第2回「チームオレンジメンバーつどいの場」に19名のメンバーさんが集まり「認知症になっても〇〇出来る三芳町っていいね」「そんな町でずっと元気に暮らしたいね」**楽しく話し合いました。**
 今日も沢山の話を聞いて、皆で理想の地域を考えましょう。

参加された方の声

 認知症になっても今まで通りの生活がしたいの。

 高齢者と子供が一緒に楽しむのがいいの。

 温泉に行きたいよわ。

本日の流れ

13:30～ 本日の流れ、前回の振り返り
 13:40～ 「前回のワークを更に考えよう」
 15:10～ 岩永先生の講義
 15:25～ 次回の連絡

今後の予定

第4回 10/31(水) 13:30～ 藤久公民館
 第5回 11/15(水) 13:30～ 藤久公民館
 第6回 12/6(水) 13:30～ 藤久公民館
 第7回 12/25(水) 13:30～ 藤久公民館

第2回前の振り返り

テーマ1
 「認知症の人が〇〇できる三芳町は健康な町だ」
 テーマ2
 「そのために必要な事」
 について話し合いました。

【第3回:10月11日 参加人数:17人】
 各グループで考えた「認知症の人が〇〇できる健康的な三芳町」を全員で共有しました。
 各グループの発表に対して、「認知症を理解することは大切だね」、「地域の人と交流を続けるためには何が必要なんだろう」など、みんなで話し合いました。

【第4回:10月31日 参加人数:18人】
 各グループで考えた「認知症の人が〇〇できる健康的な三芳町」を実現するために、地域にどのような環境が必要かなどを各グループで話し合いました。
 理想とする町に必要なことを、なるべく具体的にするためにみんなで一生懸命考えました。

三芳町 令和5年度 

第4回 チームオレンジメンバーつどいの場開催

オレンジメンバーの皆様こんにちは！
 10月11日に第3回「チームオレンジメンバーつどいの場」に17名のメンバーさんが集まりました。今日もチームで固結し「牛乳パック積み上げゲーム」から始めたいと思います。そして顔馴染みとなったメンバーとの話し合いは、今まで以上の声が沢山出る事でしょう。今日も楽しみながら話し合います！！

参加された方の声

第3回

 地域を説明する事が大切だ。

 認知症の町との交流をイメージして各町と、どんな時に目が合えばいいかなどを。

 話し合いました。

第4回



 各グループの発表！
 各グループの発表の自由な発表で面白し。

本日の流れ

13:30～ 本日の流れ、前回の振り返り
 13:45～ ①「認知症の人が〇〇できる三芳町は健康な町だ・その為に必要なことを考える」
 ②「これまでの振り返り、今後の話し合いについて」
 15:13～ 岩永先生の講義
 15:25～ 次回の連絡

今後の予定

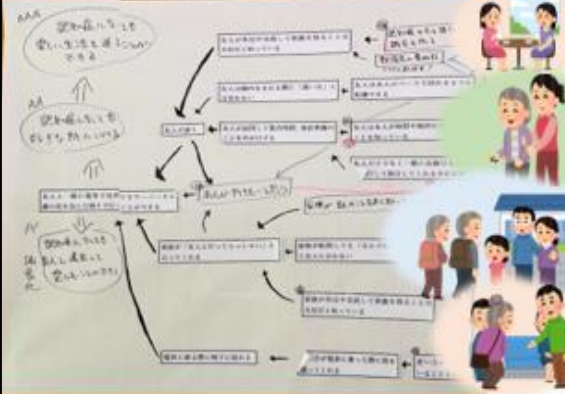
第5回 11/15(水) 13:30～ 藤久公民館
 第6回 12/6(水) 13:30～ 藤久公民館
 第7回 12/25(水) 13:30～ 藤久公民館


三芳町 令和5年度


第9回 チームオレンジメンバーつどいの場開催

皆さまの中には、当初ご予定していた「第9回チームオレンジつどいの場」は雪のため開催できず、大変ご迷惑おかけしました。今回はお天気に恵まれ、開催できました。理想とする三芳町とそれのための取組を共有しましょう。今後の活動を通じて行く先の新しいスタートに向けて「誰で思いを共有しましょう。」

チームオレンジメンバーつどいの場の開催の様子をご紹介します。



本日の流れ

10:00～	前期の振り返り・本日の流れの説明
10:05～	ワークの進捗説明・各グループ移動
10:10～	ワーク：発表の準備
10:25～	各グループ2F北集会
10:30～	グループ発表
11:00～	今までのワークを振り返る
11:20～	ワークの振り返りと取組の実践に向けて
11:25～	道水先生の挨拶
11:40	終了

講師：道水 俊博さん

【第9回：3月6日 参加人数：12人】
 これまでの約半年間（8回）の話し合いを重ねて完成した、5つのグループの「理想とする三芳町の姿」と「そのために必要な取組」を発表しました。
 参加したメンバーからは、「話し合いは難しかったけど、メンバーで話し合うことができよかった」、「自分たちで何が出来るか今後も考えたい」などの前向きな意見がたくさん聞かれました。

6) 関係法規等

(1) 共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）

令和五年法律第六十五号

共生社会の実現を推進するための認知症基本法

目次

- 第一章 総則（第一条—第十条）
- 第二章 認知症施策推進基本計画等（第十一条—第十三条）
- 第三章 基本的施策（第十四条—第二十五条）
- 第四章 認知症施策推進本部（第二十六条—第三十七条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な高齢化の進展に伴い認知症である者（以下「認知症の人」という。）が増加している現状等に鑑み、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症に関する施策（以下「認知症施策」という。）に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、及び認知症施策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、認知症施策の基本となる事項を定めること等により、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、もって認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（以下「共生社会」という。）の実現を推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「認知症」とは、アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態として政令で定める状態をいう。

（基本理念）

第三条 認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができるようにすること。
- 二 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができるようにすること。
- 三 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画

する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができるようにすること。

四 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供されること。

五 認知症の人に対する支援のみならず、その家族その他認知症の人と日常生活において密接な関係を有する者（以下「家族等」という。）に対する支援が適切に行われることにより、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができるようにすること。

六 認知症に関する専門的、学際的又は総合的な研究その他の共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備すること。

七 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われること。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、認知症施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた認知症施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

（保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者の責務）

第六条 保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者は、国及び地方公共団体が実施する認知症施策に協力するとともに、良質かつ適切な保健医療サービス又は福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

（日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスを提供する事業者の責務）

第七条 公共交通事業者等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第五号の公共交通事業者等をいう。）、金融機関、小売業者その他の日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスを提供する事業者（前条に規定する者を除く。第二十三条において同じ。）は、国及び地方公共団体が実施する認知症施策に協力するとともに、そのサービスを提供するに当たっては、その事業の遂行に支障のない範囲内において、認知症の人に対し必要かつ合理的な配慮をするよう努めなければならない。

（国民の責務）

第八条 国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めるとともに、共生社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(認知症の日及び認知症月間)

第九条 国民の間に広く認知症についての関心と理解を深めるため、認知症の日及び認知症月間を設ける。

2 認知症の日は九月二十一日とし、認知症月間は同月一日から同月三十日までとする。

3 国及び地方公共団体は、認知症の日においてその趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとするとともに、認知症月間においてその趣旨にふさわしい行事が実施されるよう奨励しなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、認知症施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 認知症施策推進基本計画等

(認知症施策推進基本計画)

第十一条 政府は、認知症施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、認知症施策推進基本計画(以下この章及び第二十七条において「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。

3 内閣総理大臣は、基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 政府は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

5 政府は、適時に、第二項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 政府は、認知症に関する状況の変化を勘案し、及び認知症施策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも五年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。

7 第三項及び第四項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(都道府県認知症施策推進計画)

第十二条 都道府県は、基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即した都道府県認知症施策推進計画(以下この条及び次条第一項において「都道府県計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 都道府県計画は、医療法(昭和三十二年法律第二百五号)第三十条の四第一項に規定する医療計画、社会福祉法(昭和三十六年法律第四十五号)第八十八条第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の九第一項に規定する都道府県老人福祉計画、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画その他の法令の規定による計画であって認知症施策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

3 都道府県は、都道府県計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、認知症の人及び家族等の意見を聴くよう努めなければならない。

- 4 都道府県は、都道府県計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表するよう努めなければならない。
- 5 都道府県は、適時に、都道府県計画に基づいて実施する施策の実施状況の評価を行い、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表するよう努めなければならない。
- 6 都道府県は、当該都道府県における認知症に関する状況の変化を勘案し、及び当該都道府県における認知症施策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも五年ごとに、都道府県計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない。
- 7 第三項の規定は第五項の評価の結果の取りまとめを行おうとする場合について、第三項及び第四項の規定は都道府県計画の変更について、それぞれ準用する。

(市町村認知症施策推進計画)

第十三条 市町村（特別区を含む。以下この項において同じ。）は、基本計画（都道府県計画が策定されているときは、基本計画及び都道府県計画）を基本とするとともに、当該市町村の実情に即した市町村認知症施策推進計画（次項及び第三項において「市町村計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村計画は、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画、介護保険法第一百七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画その他の法令の規定による計画であって認知症施策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 3 前条第三項から第七項までの規定は、市町村計画について準用する。

第三章 基本的施策

(認知症の人に関する国民の理解の増進等)

第十四条 国及び地方公共団体は、国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができるよう、学校教育及び社会教育における認知症に関する教育の推進、認知症の人に関する正しい理解を深めるための運動の展開その他の必要な施策を講ずるものとする。

(認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進)

第十五条 国及び地方公共団体は、認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域づくりの推進を図るため、移動のための交通手段の確保、交通の安全の確保、地域において認知症の人を見守るための体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、認知症の人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、国、地方公共団体、事業者及び民間団体等の密接な連携の下に、認知症の人にとって利用しやすい製品及びサービスの開発及び普及の促進、事業者が認知症の人に適切に対応するために必要な指針の策定、民間における自主的な取組の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(認知症の人の社会参加の機会の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、認知症の人が自らの認知症に係る経験等を共有することができる機会の確保、認知症の人の社会参加の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、若年性認知症の人（六十五歳未満で認知症となった者をいう。以下この項において同じ。）その他の認知症の人の意欲及び能力に応じた雇用の継続、円滑な就職等に資するよう、事業主に対する若年性認知症の人その他の認知症の人の就労に関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護)

第十七条 国及び地方公共団体は、認知症の人の意思決定の適切な支援及び権利利益の保護を図るため、認知症の人の意思決定の適切な支援に関する指針の策定、認知症の人に対する分かりやすい形での情報提供の促進、消費生活における被害を防止するための啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等)

第十八条 国及び地方公共団体は、認知症の人がその居住する地域にかかわらず等しくその状況に応じた適切な医療を受けることができるよう、認知症に係る専門的な医療又は認知症の人の心身の状況に応じた良質かつ適切な認知症の人に対する医療の提供等を行う医療機関の整備その他の医療提供体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、認知症の人に対し良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスを適時にかつ切れ目なく提供するため、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第一項に規定する地域包括ケアシステムを構築することを通じ、保健及び医療並びに福祉の相互の有機的な連携の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 3 国及び地方公共団体は、個々の認知症の人の状況に応じた良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、認知症の人の保健、医療又は福祉に関する専門的知識及び技術を有する人材の確保、養成及び資質の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(相談体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、関係機関及び民間団体相互の有機的な連携の下に、認知症の人又は家族等からの各種の相談に対し、個々の認知症の人の状況又は家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするため必要な体制の整備を図るものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、認知症の人又は家族等が孤立することのないよう、認知症の人又は家族等が互いに支え合うために交流する活動に対する支援、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(研究等の推進等)

第二十条 国及び地方公共団体は、認知症の本態解明、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法その他の事項につい

ての基礎研究及び臨床研究の推進並びにその成果の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方、認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項についての調査研究及び検証並びにその成果の活用のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国は、共生社会の実現に資する研究等の基盤を構築するため、官民の連携を図るとともに、全国的な規模の追跡調査の実施の推進、治験の迅速かつ容易な実施のための環境の整備、当該研究等への認知症の人及び家族等の参加の促進、当該研究等の成果の実用化のための環境の整備、当該研究等に係る情報の蓄積、管理及び活用のための基盤の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(認知症の予防等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、希望する者が科学的知見に基づく適切な認知症及び軽度の認知機能の障害の予防に取り組むことができるよう、予防に関する啓発及び知識の普及並びに地域における活動の推進、予防に係る情報の収集その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、認知症及び軽度の認知機能の障害の早期発見、早期診断及び早期対応を推進するため、介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、医療機関、民間団体等の間における連携協力体制の整備、認知症及び軽度の認知機能の障害に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(認知症施策の策定に必要な調査の実施)

第二十二条 国は、認知症施策を適正に策定し、実施し、及び評価するため、必要な調査の実施及び当該調査に必要な体制の整備を図るものとする。

(多様な主体の連携)

第二十三条 国は、国、地方公共団体、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者、日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスを提供する事業者等の多様な主体が相互に連携して認知症施策に取り組むことができるよう必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体に対する支援)

第二十四条 国は、地方公共団体が実施する認知症施策を支援するため、情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

(国際協力)

第二十五条 国は、認知症施策を国際的協調の下に推進するため、外国政府、国際機関又は関係団体等との情報の交換その他必要な施策を講ずるものとする。

第四章 認知症施策推進本部

(設置)

第二十六条 認知症施策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、認知症施策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十七条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 基本計画の案の作成及び実施の推進に関すること。
 - 二 関係行政機関が基本計画に基づいて実施する施策の総合調整及び実施状況の評価に関すること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、認知症施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 2 本部は、次に掲げる場合には、あらかじめ、認知症施策推進関係者会議の意見を聴かななければならない。
- 一 基本計画の案を作成しようとするとき。
 - 二 前項第二号の評価について、その結果の取りまとめを行おうとするとき。
- 3 前項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、基本計画の変更の案の作成について準用する。

(組織)

第二十八条 本部は、認知症施策推進本部長、認知症施策推進副本部長及び認知症施策推進本部員をもって組織する。

(認知症施策推進本部長)

第二十九条 本部の長は、認知症施策推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

- 2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(認知症施策推進副本部長)

第三十条 本部に、認知症施策推進副本部長（次項及び次条第二項において「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官、健康・医療戦略推進法（平成二十六年法律第四十八号）第二十四条第一項に規定する健康・医療戦略担当大臣及び厚生労働大臣をもって充てる。

- 2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(認知症施策推進本部員)

第三十一条 本部に、認知症施策推進本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

- 2 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。

(資料の提出その他の協力)

第三十二条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(認知症施策推進関係者会議)

第三十三条 本部に、第二十七条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理するため、認知症施策推進関係者会議（次条において「関係者会議」という。）を置く。

第三十四条 関係者会議は、委員二十人以内で組織する。

2 関係者会議の委員は、認知症の人及び家族等、認知症の人の保健、医療又は福祉の業務に従事する者その他関係者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 関係者会議の委員は、非常勤とする。

(事務)

第三十五条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第三十六条 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第三十七条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 本部については、この法律の施行後五年を目途として総合的な検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

3 前項に定める事項のほか、国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。